

| | | | |
|----------------|--|-----|-------------|
| 投稿年月日 | 令和2年2月15日 | 投稿者 | 市内在住 70代 男性 |
| ご意見・ご提案 内 容 | <p>【家屋解体】 古い家を解体する場合に南島原市で解体費用に補助が有ると聞きましたが、どうなっているのでしょうか？</p> | | |
| 回 答 | <p>お問い合わせいただいた件について、南島原市老朽危険空家除却支援事業補助金があります。</p> <p>安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し危険な空家の除却を行う人に対し、次のとおり除却費の一部を補助します。</p> <p>①補助対象者：市税の滞納がない人で、他の権利者（抵当権設定者など）から同意を得られる所有者・相続人（他の相続人の同意が必要）など</p> <p>②補助対象建築物：市内にある空家。空家の半分以上を住宅として使用していたもので、倒壊など周囲に影響を及ぼす恐れがある空家など</p> <p>※国が定める評点が合計100点以上となる危険な空家（事前に現地確認を行いますので、申請前にご相談ください。）</p> <p>③補助対象経費：解体・運搬・処分に要する費用の8/10</p> <p>④補助金の額：補助対象経費の1/2以内の額で、50万円が限度額です。</p> <p>⑤その他：施工業者は県内に本社を有する法人又は県内に住所を有する個人で解体工事業などの登録を受けた者に限ります。</p> <p>事前着工は認められません。予算が無くなり次第終了します。</p> | | |
| 担当課 | 都市計画課 | | |